

# 令和6年度「基礎形成研修（小・中・義）」実施要項

岐阜県教育委員会

## 1 ねらい

教職経験2～5年目の教員が、管理職との面談を基に自己の課題を明確にした上で、必要な研修を選択受講し、所属校で実践することを通して、教員としての基礎を固める。

## 2 対象

(1) 令和6年度に教職経験が2年目、3年目の教員

(2) 令和6年度に教職経験が4年目、5年目の教員

※教職経験等の確認については、総合教育センターHPを参照のこと

<https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/keikennensu/> (R6.6.26訂正)

## 3 研修の内容等

### 2 対象(1)の教員

2, 3年目の2年間に、自己課題に応じた研修(以下①又は②)を3以上実施する。

### 2 対象(2)の教員

4, 5年目の2年間に、自己課題に応じた研修(以下①又は②)を2以上実施する。

#### ①校外研修

・センター研修の選択講座を受講する。

※ただし、研修番号1000番台等の基本研修は認められない。また、以下の選択研修についても認められない。

【2108】放課後オンラインミニ相談会、【2504】放課後学べる！ミニICT講座、

【2517】放課後学べる！ミニ著作権講座、【2601】育児休業からの復帰支援のための研修

#### ②校内研修等

・研究授業を公開し、授業研究会等を実施する。

※ただし、下記の㊸～㊺のうち、岐阜県教育委員会又は岐阜市教育委員会の指導主事の指導を受けたものに限る。

㊸ 全校研究会の授業公開と授業研究会

㊹ 自校で行われる国、県、市町村教委等指定の公表会の授業公開と授業研究会

㊺ 自校を会場とした教育研究会などの授業公開と授業研究会

## 4 「実施報告書の写し」の提出について

### (1) 提出物

・基礎形成研修実施報告書の写し

※「自己評価票(2, 3年目)」の写しについては、令和6年度より提出を求めません。

### (2) 提出方法

・毎年度末、当該教員は、提出物について管理職の決裁を受けた後、PDF形式にして校長に提出する。

・校長は、市町村(組合)教育委員会の基礎形成研修担当者へ電子メールに添付して、市町村(組合)教育委員会が指示する期日までに提出する。

・岐阜大学教育学部附属小中学校は、岐阜県教育委員会教育研修課へ提出する。

・市町村(組合)教育委員会の基礎形成研修担当者は、管内の教育事務所の基礎形成研修担当者へ電子メールにて、管内の教育事務所が指示する期日までに提出する。

・各教育事務所の基礎形成研修担当者は、教育研修課 研修第一係 基礎形成研修担当者へ電子メールにて、教育研修課が指示する期日までに提出する。

・ファイル名は以下のとおりとする。

「学校番号+学校名+(基礎・校種)+職員番号+氏名」(例)98765 岐阜市立(基礎・中)12345 藪田花子

- ・学校番号及び職員番号は半角。
- ・学校名は、同一名の学校を区別するため、「〇〇市立〇〇小」のように「市町村（組合）立」まで記入する。
- ・様式は、総合教育センターHP「経年研修」のページからダウンロードする。  
<https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/kisokeitext/>

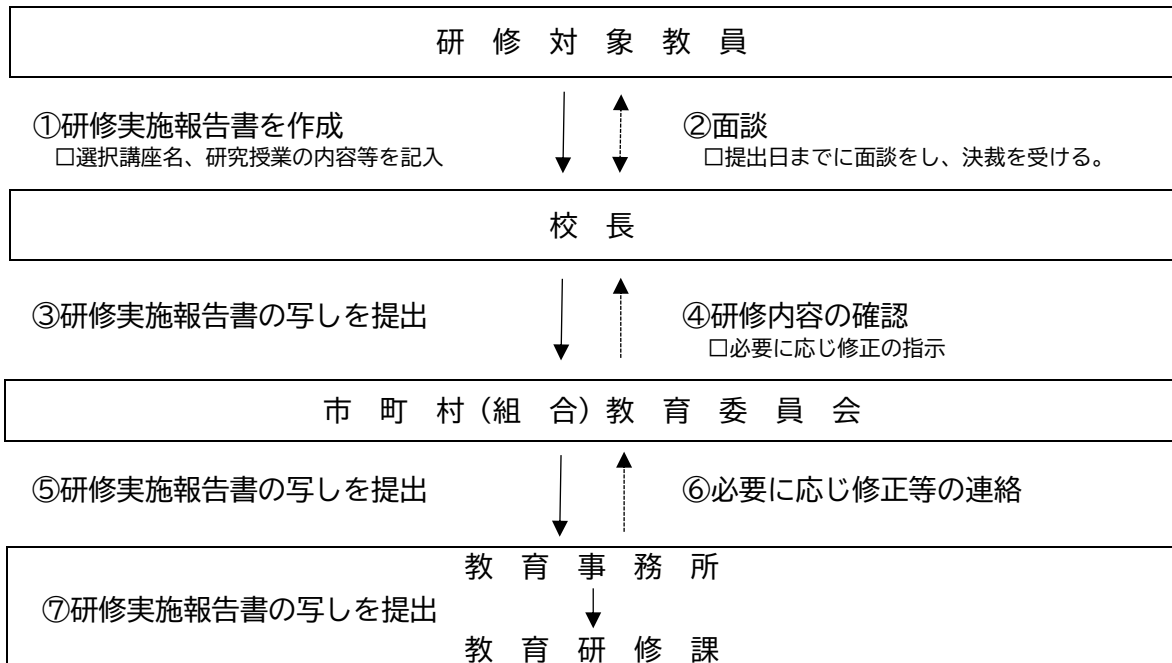
(3) 提出期限

提出者	提出先	提出期限
校長	市町村（組合）教育委員会	市町村（組合）教育委員会から指示
市町村（組合）教育委員会	教育事務所	教育事務所から指示
教育事務所	教育研修課	令和7年3月14日（金）

- ・岐阜大学教育学部附属小中学校は、岐阜県教育委員会教育研修課へ提出する。

(4) 「基礎形成研修実施報告書」の作成・提出の手順

□ 「基礎形成研修実施報告書」の作成



※ 講座を選択する際は、『岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標』を参照し、選択する研修の明確化を図るよう留意する。

【「研修中止」「欠席」等で、必要な校外研修を受講できなかった場合の対応について】

- ・受講できなかった場合は、実施済みの内容のみ記載し、「実施報告書」を提出する。
- ・必要な講座数の受講を終えられなかった場合は、次年度以降に必要な講座数を受講する。  
 この場合は、必要な講座数を修了する年度まで「実施報告書」を提出する。